

関西電力高浜原発3号機の再稼働に強く反対し抗議する声明

1 関西電力は、2016年1月29日、高浜原発3号機を再稼働させた。高浜原発4号機についても2月下旬にも再稼働させる予定であるとしている。政府及び関西電力は、原発のない社会を望む大多数の国民の声を無視して、プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を使った初めてのプルサーマル発電となる高浜原発の再稼働に踏み切った。福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の生命・身体の安全を第一に考える観点から、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この再稼働に強く反対し抗議する。

2 政府は、原子力規制委員会が新規規制基準に適合したと判断した原発を再稼働させるとして原発推進政策を明言し、この間、高浜原発3号機・4号機についても新規規制基準に適合したとして再稼働の準備を推し進めてきた。

これに対し、自由法曹団は、これまでも新規規制基準は決して安全性基準ではないということ指摘し、新規規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政策に対し正面から反対し、強く警鐘を鳴らしてきた。

3 2015年12月24日、福井地裁は、高浜原発3号機・4号機の運転差止仮処分決定を取り消した。しかし、これは高浜原発の安全性にお墨付きを与えたものではない。すなわち、福井地裁の決定は、関西電力の取った対策が「新規規制基準に適合する」とした原子力規制委員会の判断に「不合理な点はない」としたにすぎず、むしろ、「本件原発において燃料体等の損傷ないし溶融に至るような過酷事故が起こる可能性を全く否定するものではない」とし、「万が一炉心溶融に至るような過酷事故が生じた場合に備え、避難計画等を含めた重層的な対策を講じておくことが極めて重要であることは論を待たない」と指摘していることにこそ注目しなければならない。

この点に関し、高浜原発において過酷事故が起きた場合に備えて策定された住民避難計画について、広域避難先に指定されている4府県56市町のうち、受け入れ計画を策定したしたのは7市で全体の1割にとどまっていることがすでに朝日新聞のアンケート調査で明らかになっている（朝日新聞2016年1月25日付）。高浜原発から30km圏内に人口が約2万人いる京都府宮津市の市議会も、実効性ある避難計画が策定されていないとし、また、計画で避難先となっている京都府京田辺市の市議会も、問題が解決されないままの避難計画の下での再稼働は、大混乱をもたらすとし、それぞれ再稼働反対の意見書を可決している。

避難住民が居住する自治体と避難先の自治体の協議が進んでおらず、住民避難計画がほとんど策定されていない状況のもとで、万が一の事態に住民の安全を確保することなど不可能である。

また、高浜原発3・4号機が再稼働をすることによって必然的に生じる使用済み核燃料を保管するプールは、7、8年で満杯になるのが確実であり、中間貯蔵施設の設置計画など未だ具体化されておらず、使用済み核燃料をどこでどのように管理

していくのか、まったく不透明であるのが現状である。

猛暑であった昨夏も、電力は安定的に供給されており、原発を再稼働させなくとも電力不足の懸念はなく、この時期に高浜原発3号機を再稼働させる差し迫った必要性など皆無である。高浜原発3号機の再稼働は、周辺住民の安全確保を無視し、事業者の都合を最優先とした施策に他ならず、強い非難に値するものである。

4 自由法曹団は、福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず、住民の生命、身体及び生活の安全を無視した高浜原発3号機の再稼働に強く反対し抗議する。

2016年1月29日

自 由 法 曹 団
団 長 荒 井 新 二